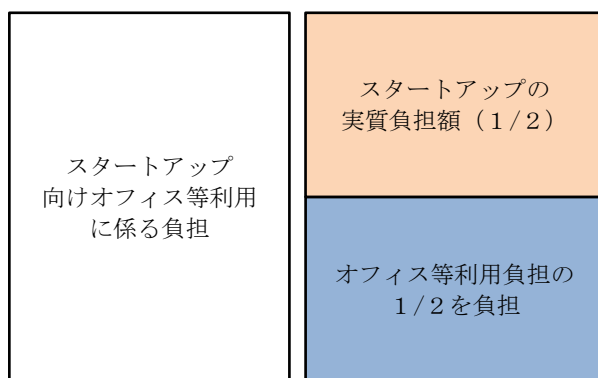


## 県による政策的支援

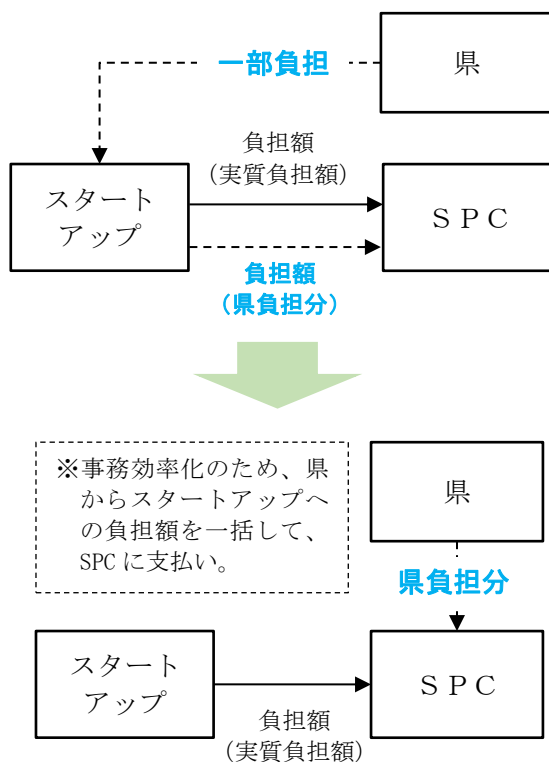
### 1. スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の県による一部負担

国内外からの数多くのスタートアップが安価かつ安定的に施設を利用できるための県による政策的な支援策として、スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の半額相当額を県が負担します。

#### ■施設利用に係る負担軽減のイメージ



#### ■利用に係る負担軽減実施方法

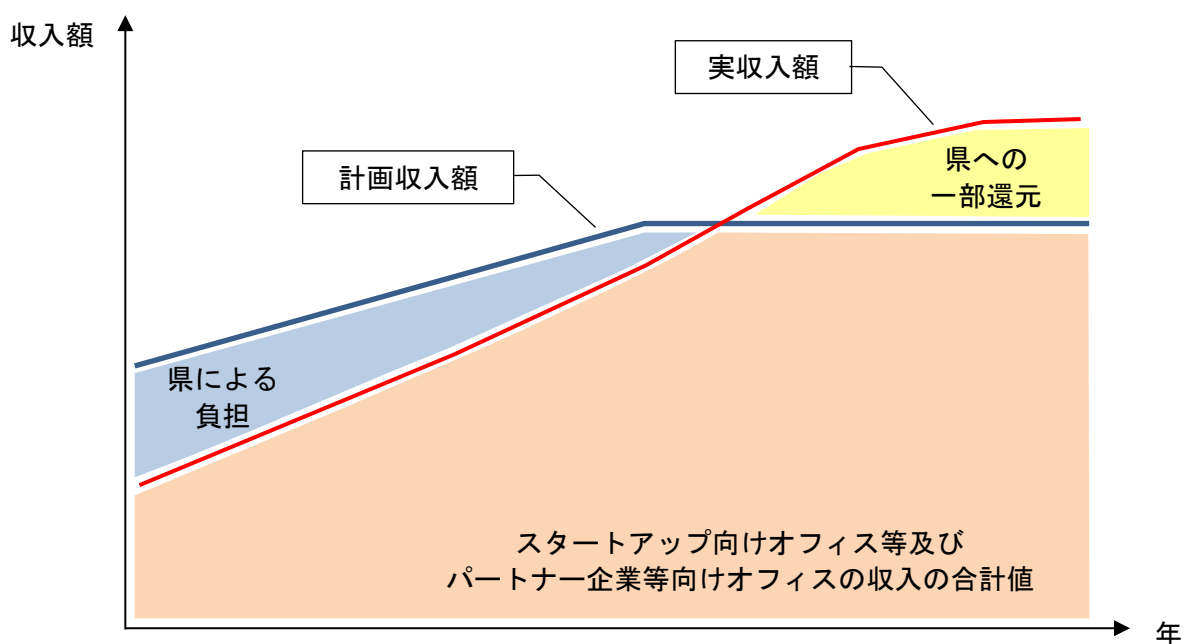


## 2. 計画収入額と実収入額との差額負担

スタートアップ向けのオフィス等及びパートナー企業等向けオフィスの収入について、各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を下回った場合には、計画収入額と実収入額との差額分については県が負担します。

また、各年度の実収入額が、県と事業者で合意した事業計画における各年度の計画収入額を上回った場合には、計画収入額と実収入額との差額分の50%を県に還元することとします。

### ■差額負担・還元のイメージ



## 3. 政策的支援上限額

各年度における政策的支援（「1. スタートアップ向けオフィス等利用に係る負担額の県による一部負担」及び「2. 計画収入額と実収入額との差額負担」）の上限額を定めることとし、政策的支援の上限額については、守秘義務対象資料に示します。